令和８年　９月　８日

保護者各位

八戸市立長者中学校
校長　松　倉　知　秀

自然災害発生時及び防災気象情報発表時等の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、市教育委員会から今般発生した地震への対応や気象庁による新たな防災気象情報の運用開始等を踏まえた「自然災害発生時及び防災気象情報発表時の対応について」の通知を受け、本校におきましても、自然災害発生時等における学校の対応を見直し、一部改訂いたしました。

今回の見直しでは、「市教育委員会が判断する市内一律の対応基準」及び「新しい防災気象情報に対応した基準」などを反映し、本校の対応を整理しております。詳細につきましては、別紙「自然災害発生時及び防災気象情報発表時等の対応について」をご確認ください。

自然災害発生時等の対応は、災害の種類や規模、通学路や学校施設の被害状況などを総合的に判断し、その都度、子どもたちの命と安全を最優先に対応いたします。今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、子どもたちが在宅中に災害が発生した場合に備え、下記に掲載しております「八戸市指定避難所一覧」及び「ハザードマップ」につきましても、併せてご確認いただき、災害が発生した際の避難場所や津波災害のおそれがある場所などについて、あらかじめ話し合ってくださるようお願いいたします。

なお、保護者引き渡し等も想定されることから、緊急連絡先に変更があった際は、学級担任を通じて学校にお知らせくださるようお願いいたします。同じく、重要な連絡手段の一つである「学校安全情報配信メール」及び保護者連絡アプリ「tetoru」についても、確実にご登録くださるようお願いたします。不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。

※令和８年４月７日付「非常災害時等における対応について」は、９月８日をもって本通知に変更となります。

本校は土砂災害警戒区域に所在する学校であるため、土砂災害に関する避難確保計画に基づき、「学校判断」で特別な措置を講じます。

記

１　送付資料

「自然災害発生時及び防災気象情報発表時等の対応について」

２　八戸市指定避難所・ハザードマップ

①八戸市指定避難所一覧

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/95/20260501_hinanjo.pdf

②ハザードマップ

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/kurashi_tetsuzuki/kurashinoanzen_anshin/bosaijoho/1/index.html

【別紙】

自然災害発生時及び防災気象情報発表時等の対応について

令和8年9月策定　八戸市立長者中学校

1　基本的な時間設定・共通理解

◆共通理解1:「自宅」扱い　16:30～翌8:00

※小・中学校・学年により下校時刻は異なるが、上記の時間帯を市内統一で「自宅」扱いとします。
※生徒が16:30前に帰宅した場合でも、16:30までは「在校時」の扱いとします。

◆共通理解2「在　校　時」:8:00～16:30

※16:30以降も生徒が在校している(部活動含む)時に災害が発生した場合は、「在校時」の扱いとします。

◆共通理解3:「原則」

※基本的には市内一斉臨時休業とします。ただし、災害等の状況を踏まえ、市教育委員会の判断により臨時休業としない場合もあります。

◆共通理解4:「学校判断」

※学校が、学区の地理的条件や気象情報、学校施設の被害状況や通学路の状況等を総合的に勘案し、以下のおり必要な措置を講じます。
「臨時休業」「自宅待機」「避難所へ移動」「校内待機」「授業打切り」「保護者引渡し」「集団下校」「安全確認後の下校」「通常どおり」等

2　災害・気象情報別の対応基準

★本校は土砂災害警戒区域に所在する学校であるため、土砂災害に関する避難確保計画に基づき、「学校判断」で特別な措置を講じます

気象台が発表する防災気象情報（新しい防災気象情報）

種　類	大　雨		土砂災害・河川氾濫・高潮	
	自宅	在校時	自宅	在校時
【レベル5】特別警報	○市内一斉臨時休業 【翌日又は当日】	○「学校判断」 レベル４の状況に応じた対応	○「学校判断」 レベル４の状況に応じた対応	○「学校判断」 レベル４の状況に応じた対応
【レベル4】危険警報	○原則 市内一斉臨時休業 【翌日又は当日】	★原則　授業打ち切り等の措置を講じ、本校からの「保護者引き渡し」 ※状況を踏まえ判断しながら、保護者のお迎えが遅くなった生徒等は、二次避難場所である図南小学校へ避難し、図南小学校から「保護者引き渡し」となる場合もあります	★土砂災害については、 原則 臨時休業 ○河川氾濫・高潮は「学校判断」 状況を踏まえ判断します	★土砂災害については、 原則　授業打ち切り等の措置を講じ、本校からの「保護者引き渡し」 ※状況を踏まえ判断しながら、保護者のお迎えが遅くなった生徒等は、二次避難場所である図南小学校へ避難し、図南小学校から「保護者引き渡し」となる場合もあります ○河川氾濫・高潮は「学校判断」 状況を踏まえ判断します
【レベル3】警　報	○「学校判断」 学校や学区の状況を踏まえ判断し、措置を講じる場合は「学校安全情報配信メール」「tetoru」等でお知らせします	○「学校判断」 学校や学区の状況を踏まえ判断し、措置を講じる場合は「学校安全情報配信メール」「tetoru」等でお知らせします	○「学校判断」 学校や学区の状況を踏まえ判断し、措置を講じる場合は「学校安全情報配信メール」「tetoru」等でお知らせします	○「学校判断」 学校や学区の状況を踏まえ判断し、措置を講じる場合は「学校安全情報配信メール」「tetoru」等でお知らせします
【レベル2】注意報	○通常　※状況によっては学校で判断して措置を講じます		○通常　※状況によっては学校で判断して措置を講じます	

種　類	暴風・波浪・大雪・暴風雪	
	自宅	在校時
特別警報	○市内一斉臨時休業　【翌日又は当日】 ※波浪特別警報のみは、市内一斉臨時休業とはなりません	○学校判断
警　報	○「学校判断」	
注　意　報	○通常　※状況によっては学校で判断して措置を講じます	

種類	震度5弱以上		震度4以下	
	自宅	在校時	自宅	在校時
地　震	○原則 市内一斉臨時休業【翌日】 ■21時～8時の間に地震発生の場合 市内一斉臨時休業	○「学校判断」 ※校舎内外の状況や通学路の安全確認等を踏まえて判断し、措置を講じます	○通常 ※学区の状況や津波発生、避難所開設等によっては、学校で判断して措置を講じます	

種類	大津波警報		津波警報・注意報	
	自宅	在校時	自宅	在校時
津　波	○市内一斉臨時休業	○「学校判断」 ※地理的条件や津波到達時刻を踏まえて判断し、措置を講じます	○「学校判断」	○「学校判断」

種類	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート
熱中症	・前日の14時頃をめどに発表された場合 ○翌日が平日の場合　　→市内一斉臨時休業 ○翌日が週休日等の場合→教育活動や部活動等すべての活動を中止 ※部活動等の大会やコンクールは、主催者と確認の上、学校判断とします	・前日又は当日の朝に発表された場合 ○通常 ※但し、暑さ指数（WBGT）を踏まえて、活動の有無を判断します ○週休日等は部活動を中止 ※部活動等の大会やコンクールは、主催者と確認の上、学校判断とします ●夏季休業中に限り「熱中症警戒アラート」が発表された場合は、登下校時の熱中症も懸念されることから原則、教育活動を中止します ★7月頃に改めてお知らせします

3　その他の事象への対応基準

種類	原則　学校判断		
	自宅	在校時	屋外にいる場合
Jアラート	○屋内にとどまり、テレビやラジオなどから情報を得るよう努めましょう ・ドアや窓を全部閉めましょう ・窓から離れ、机など丈夫なものに隠れ、身を低くし、頭部を守りましょう	○机の下に隠れさせるなど、安全を確保します ○グラウンドなど外にいる場合は速やかに校舎内に避難させます ○学校や学区の状況を踏まえ判断し、措置を講じる場合は「学校安全情報配信メール」「tetoru」等でお知らせします	○できる限り速やかに頑丈な建物に避難しましょう （できればコンクリート造りの建物や地下施設） ○近くに適当な建物がない場合は、物陰に隠れ、身を低くし、頭部を守りましょう

種類	原則　学校判断		
	前日に対応が決まった場合	特に、学校から連絡がなかった場合	在校時
・雷注意報 ・不審者情報 ・クマ等動物出現情報	○状況を確認し、「学校安全情報配信メール」「tetoru」等で対応をお知らせします	○原則として出校とします ・保護者の判断で、登校が難しいと判断した場合は、学校に連絡してください	○学校や学区の状況を踏まえ判断し、「学校安全情報配信メール」「tetoru」等でお知らせします ・帰宅が難しいと判断した場合は、生徒は学校に待機させ、原則、保護者引き渡しとなります ・クマ等動物出現情報があった場合は、目撃された地区付近に自宅がある生徒については、原則、保護者引き渡しとなります ★5月頃に改めてお知らせします

4　緊急時の連絡体制・留意事項

緊急時の連絡	○市内一斉臨時休業とする場合は、市教育委員会から「学校安全情報配信メール」で連絡があります。 ○学校判断で臨時休業や自宅待機、保護者引渡し等の措置を講じる際は、学校安全情報配信メール又は、保護者連絡用アプリ「tetoru」を通じて連絡します。 ○生徒の「安全確保」「不安」により、保護者の判断で登校を見合わせる場合は、欠席扱いとはいたしません。